

随意契約結果書

| | |
|------------------------------|---|
| 物品等の名称及び数量 | 令和3年度 低濃度PCB廃棄物処理 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州国道事務所長 小林 秀典 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10 |
| 契約締結日 | 令和 3年 7月 1日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 三池製錬株式会社 福岡県大牟田市新開町2番地1 |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥16,170,000- |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥17,639,600- |
| 随意契約によることとした理由 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

随意契約理由書

- 1 件 名 令和3年度 低濃度PCB廃棄物処理
- 2 履 行 場 所 八幡維持出張所
- 3 契 約 の 相 手 方 名称 三池製錬株式会社
住所 福岡県大牟田市新開町2番地1
電話 0944-53-7262
- 4 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号
- 5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的
北九州国道事務所八幡維持出張所が保有しているPCB廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に従い、廃棄処理を行うことを目的とする。
 - 2) 当該業務の内容
北九州国事事務所八幡維持出張所倉庫に荷姿でペール缶に詰めて保管しているPCBに汚染された塗膜片を、処理施設で処分するものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項の規定に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとするものは、環境大臣の認定を受けることとされているが、PCB濃度が5,000mg/kgを超え、100,000mg/kg以下のPCB汚染物（金属くず等を除く）を処理できる施設として認定されている施設は、九州管内に上記業者のみであったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。

（随意契約理由書作成者）

北九州国道事務所 管理第二課長